

HCTC 認定制度施行細則第四回改定・新旧対照表

変更前	変更後
<p>第2条2</p> <p>認定 HCTC・専門 HCTC の申請あるいはその資格更新の申請にかかわる書類審査で報告が求められる経験事例として、同一施設に所属する複数の HCTC が関与した事例については、主体的に関わった者が一事例として申請することとし、別の者が重複した同一事例を用いて規則第 5 条に定められる資格申請や規則第 10 条に定められる資格更新を行うことはできない。本細則第 28 条に定める HCTC 認定研修の修了者が、研修施設において経験した事例の申請基準については別に定める。</p>	<p>第2条2</p> <p>認定 HCTC・専門 HCTC の申請あるいはその資格更新の申請にかかわる書類審査で報告が求められる経験事例として、同一施設に所属する複数の HCTC が関与した事例については、主体的に関わった者が一事例として申請することとし、別の者が重複した同一事例を用いて規則第 5 条に定められる資格申請や規則第 10 条に定められる資格更新を行うことはできない。<u>本細則第 20 条</u>に定める HCTC 認定研修の修了者が、研修施設において経験した事例の申請基準については別に定める。</p>
<p>第7条2</p> <p>認定審査委員会は本細則第6条に定める筆記試験および第7条に定める口頭試験のいずれも合格と判定された者を専門HCTC有資格候補者としてHCTC委員会に報告する。</p>	<p>第7条2</p> <p>認定審査委員会は<u>本細則第6条</u>に定める口頭試験に合格と判定された者を専門 HCTC 有資格候補者として HCTC 委員会に報告する。</p>
<p>第13条</p> <p>1 (1) 成人の患者事例7件以上、血縁ドナー事例2件以上を含む成人のドナー事例7件以上の実務経験リスト(書式については本学会が別に定める)</p> <p>2 前項に定める認定審査の審査料・登録料は本細則第2条に規定する額の半額とする。</p> <p>3 特に専ら移植施設認定カテゴリー3 の診療科のみにおけるコーディネートを行う者が、</p>	<p>第13条</p> <p>1 (1) <u>成人の患者事例 4 件以上、血縁ドナー事例 2 件以上を含む成人のドナー事例 4 件以上の実務経験リスト</u>(書式については本学会が別に定める)</p> <p>2 前項に定める認定審査の審査料・登録料は<u>本細則第 1 条</u>に規定する額の半額とする。</p> <p>3 特に専ら移植施設認定カテゴリー3 の診療科のみにおけるコーディネートを行う者が、</p>

<p>本細則第 28 条に定める HCTC 認定研修を 2020 年(令和 2 年)12 月以降に修了している場合に取得可能な資格として LVC 認定 HCTC を定める。LVC 認定 HCTC の資格を取得した者が、新たに認定 HCTC 資格を取得する場合には、認定申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を提出し、LVC 認定 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していれば、本細則の第 2 条に定める書類審査により認定審査を受けることができる。</p> <p>(1) 患者事例 7 件以上、血縁ドナー事例 2 件以上を含むドナー事例 7 件以上の実務経験リスト(書式については本学会が別に定める)</p> <p>4 前項に定める LVC 認定 HCTC が新たに認定 HCTC を取得する際における認定審査の審査料・登録料は本細則第 2 条に規定する額の半額とする。</p>	<p>本細則第 20 条に定める HCTC 認定研修を 2020 年(令和 2 年)12 月以降に修了している場合に取得可能な資格として LVC 認定 HCTC を定める。LVC 認定 HCTC の資格を取得した者が、新たに認定 HCTC 資格を取得する場合には、認定申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を提出し、LVC 認定 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していれば、本細則の第 2 条に定める書類審査により認定審査を受けることができる。</p> <p>(1) <u>患者事例 4 件以上、血縁ドナー事例 2 件以上を含むドナー事例 4 件以上の実務経験リスト</u>(書式については本学会が別に定める)</p> <p>4. 前項に定める LVC 認定 HCTC が新たに認定 HCTC を取得する際における認定審査の審査料・登録料は<u>本細則第 1 条</u>に規定する額の半額とする。</p>
	<p>第 17 条 5</p> <p><u>本細則の第四改定は 2024 年 12 月 1 日より実施する。</u></p> <p>(追記)</p>
<p>第 18 条</p> <p>1 規則第 5 条第 1 項(4)に定める認定 HCTC 申請要件の内、患者事例 10 件以上、血縁ドナー事例 3 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。また、小児の移植例のみのコーディネートを行っている場合には、患者事例 5 件以上、小児ドナー 1 件を含む血縁ドナー 2 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。</p>	<p>第 18 条</p> <p>1 規則第 5 条第 1 項(4)に定める認定 HCTC 申請要件の内、<u>患者事例 8 件以上</u>、血縁ドナー事例 3 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。また、小児の移植例のみのコーディネートを行っている場合には、患者事例 5 件以上、小児ドナー 1 件を含む血縁ドナー 2 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。</p>

<p>2 規則第 5 条第 2 項(3)に定める専門 HCTC 申請要件の内、患者 20 件以上、血縁ドナー15 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。</p> <p>3 細則第 16 条(2)に定める暫定専門 HCTC 申請要件の内、患者 20 件以上、血縁ドナー15 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。</p> <p>4 細則第 20 条第 1 項(1)に定める小児移植認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、成人患者 4 件以上、成人血縁ドナー1 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。また、細則第 20 条第 3 項に定める LVC 認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、患者 4 件以上、血縁ドナー1 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。</p> <p>5 本条第 1 項から第 4 項までに定める全過程の実務経験の定義は以下の通りとする。</p> <p>(3)非血縁ドナー事例は、採取前健康診断から介入し、幹細胞の提供、採取後健康診断に至るまでの全過程を支援すること</p> <p>6 特に本細則第 28 条に定める HCTC 認定研修を 2020 年(令和 2 年)12 月以降に修了している場合には、規則第 5 条第 1 項(4)に定めるコーディネート実務経験は、取得する資格に応じて以下のように定める。</p> <p>(1) 認定 HCTC: 患者事例 10 件以上(全過程実務経験 6 件以上)、ドナー事例 10 件以</p>	<p>2 規則第 5 条第 2 項(3)に定める専門 HCTC 申請要件の内、患者 20 件以上、血縁ドナー15 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。</p> <p>3 細則第 16 条(2)に定める暫定専門 HCTC 申請要件の内、患者 20 件以上、血縁ドナー15 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない(削除)</p> <p>3 細則第 13 条第 1 項(1)に定める小児移植認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、<u>成人患者 3 件以上</u>、成人血縁ドナー1 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。また、<u>細則第 13 条第 3 項</u>に定める LVC 認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、<u>患者 2 件以上</u>、血縁ドナー1 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。</p> <p>4 本条第 1 項から第 3 項までに定める全過程の実務経験の定義は以下の通りとする。</p> <p>(3)非血縁ドナー事例は、採取前健康診断から介入し、幹細胞の提供、<u>採取後健康診断(原則)</u>に至るまでの全過程を支援すること</p> <p>5 特に本細則第 20 条に定める HCTC 認定研修を 2020 年(令和 2 年)12 月以降に修了している場合には、規則第 5 条第 1 項(4)に定めるコーディネート実務経験は、取得する資格に応じて以下のように定める。</p> <p>(1) 認定 HCTC: 患者事例 10 件以上(全過程実務経験 6 件以上)、ドナー事例 10 件以</p>
---	---

<p>上(血縁ドナー全過程実務経験 2 件以上)。</p> <p>(2) 小児移植認定 HCTC(専ら小児移植例のみのコーディネートを行う場合):患者事例 5 件以上(全過程実務経験 3 件以上)、血縁ドナー事例 2 例以上を含むドナー事例 5 件以上(小児ドナー全過程実務経験 1 件以上)。</p> <p>(3) LVC 認定 HCTC(専ら移植施設認定カテゴリ3の診療科のみにおけるコーディネートを行う場合): 患者事例 5 件以上(全過程実務経験 3 件以上)、血縁ドナー事例 3 例以上を含むドナー事例 5 件以上(血縁ドナー全過程実務経験 1 件以上)。</p>	<p>上(血縁ドナー全過程実務経験 2 件以上)。</p> <p>(2) 小児移植認定 HCTC(専ら小児移植例のみのコーディネートを行う場合):患者事例 5 件以上(全過程実務経験 3 件以上)、血縁ドナー事例 2 例以上を含むドナー事例 5 件以上(小児ドナー全過程実務経験 1 件以上)。</p> <p>(3) LVC認定HCTC(専ら移植施設認定カテゴリ3の診療科のみにおけるコーディネートを行う場合): 患者事例5件以上(全過程実務経験3件以上)、<u>血縁ドナー事例2例</u>以上を含むドナー事例5件以上(血縁ドナー全過程実務経験1件以上)。</p>
<p>第19条</p> <p>3 細則第 20 条第 1 項(1)に定める小児移植認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、成人の患者と成人のドナーは 18 歳以上とする。ただし 18 歳未満の事例については、内科診療となった理由を報告することで申請することができる。</p> <p>4 規則第4条第3項および細則第26条第1項、本条第2項に定める小児ドナーの年齢は18歳未満とする。</p>	<p>第19条</p> <p>3 <u>細則第 13 条第 1 項(1)</u>に定める小児移植認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、成人の患者と成人のドナーは18歳以上とする。ただし18歳未満の事例については、内科診療となった理由を報告することで申請することができる。</p> <p>4 規則第4条第3項および<u>細則第18条第1項</u>、本条第2項に定める小児ドナーの年齢は18歳未満とする。</p>
<p>第20条1</p> <p>以下の要件を満たすHCTCの実務にかかわる研修をHCTC認定研修と定め、認定研修で経験した事例は第26条に定める実務経験に含めることができる。</p>	<p>第20条1</p> <p>以下の要件を満たすHCTCの実務にかかわる研修をHCTC認定研修と定め、認定研修で経験した事例は<u>第18条に定める</u>実務経験に含めることができる。</p>